

岩手県告示第 804 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 18 年 7 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 奥州市衣川区榎原山 28 の 2
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 盛岡市築川第 6 地割 51 の 10（国有林。次の図に示す部分に限る。）、51 の 21、51 の 22（以上 2 筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。